

河内町立学校の就学指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項及び第6条の規定に基づいて行う就学すべき小学校又は中学校の指定及び令第8条の規定に基づいて行う就学指定校の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 町立学校の通学区域は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(指定)

第3条 就学すべき小学校又は中学校は、前条に規定する通学区域により指定するものとする。

(指定校の変更)

第4条 前条において指定された学校（以下「指定校」という。）の変更を申し立てる保護者は、就学指定校変更申請書（様式第1号）を河内町教育委員会（以下「委員会」という。）へ提出しなければならない。

(要件)

第5条 指定校の変更は、別表第3に該当する場合において許可するものとする。

(通知)

第6条 委員会は、第4条に規定する申請を受理した時は当該書類を審査し、相当と認める時は、速やかに申請者に対し就学指定校変更許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

小学校	通学区域
生板小学校	1 生板（但し、行政区「内野」を除く。） 2 幸谷 3 竜ヶ崎町歩 4 大徳鍋子新田 5 生板鍋子新田（但し、行政区「堤」を除く。） 6 小林町歩
源清田小学校	1 源清田 2 猿島 3 宮渕 4 平三郎 5 布鎌 6 手栗 7 羽子騎 8 古河林 9 角崎町歩 10 十里 11 生板（但し、行政区「内野」の場合。） 12 生板鍋子新田（但し、行政区「堤」の場合。）
長竿小学校	1 長竿（但し、行政区「田川」「片巻」を除く。） 2 下町歩 3 庄布川 4 田川（但し、行政区「下町歩」の場合。）
金江津小学校	1 金江津 2 田川（但し、行政区「下町歩」を除く。） 3 片巻 4 和銅埜 5 下加納 6 平川 7 十三間戸 8 長竿（但し、行政区「田川」「片巻」の場合。）

別表第2（第2条関係）

中学校	通学区域
河内中学校	1 生板小学校の通学区域 2 源清田小学校の通学区域 3 長竿小学校の通学区域
金江津中学校	1 金江津小学校の通学区域